
一般廃棄物処理基本計画（案）

令和7（2025）年1月

北松北部環境組合

目 次

第 1 章 総則	1
1 - 1 計画改定の趣旨	1
1 - 2 計画対象区域	4
1 - 3 計画期間と計画目標年度	5
1 - 4 対象廃棄物	6
1 - 5 計画の構成	7
1 - 6 計画の進行管理	8
第 2 章 地域の概要	9
2 - 1 位置と地勢	9
2 - 2 沿革	10
2 - 3 人口動態	11
2 - 4 産業の動向	16
2 - 5 気象	30
2 - 6 土地利用状況	31
第 3 章 ごみ処理の現状と分析	32
3 - 1 ごみ処理の流れ	32
3 - 2 ごみの分別	33
3 - 3 ごみ種類の定義及び処理方法	34
3 - 4 ごみ排出量の実績	37
3 - 5 ごみ処理・処分の状況	46
3 - 6 ごみ処理の評価	56
3 - 7 ごみ処理における課題の整理	58
第 4 章 ごみ処理基本計画	63
4 - 1 基本方針	63
4 - 2 ごみ排出量及び処理量の見込み	67
4 - 3 減量化・資源化及び処理・処分に 関する目標の設定	95
4 - 4 減量化実施後の推計結果	96
4 - 5 ごみ処理の目標	120
4 - 6 ごみの発生・排出抑制及び資源化の ための方策に関する事項	121
4 - 7 ごみの減量化及び資源化に関する 事項	125
4 - 8 ごみの適正な処理及びこれを 実施する者に関する基本事項	126
4 - 9 災害廃棄物への対応	129
4 - 10 地球温暖化防止への対応	131

4 - 11	ごみの処理施設の整備に関する事項.....	132
4 - 12	その他ごみ処理に関し必要な事項.....	133
第 5 章	生活排水処理の現状と分析.....	136
5 - 1	生活排水の現況.....	136
5 - 2	生活排水の排出状況.....	139
5 - 3	生活排水処理の実績.....	147
5 - 4	課題の抽出.....	150
5 - 5	生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計.....	152
第 6 章	生活排水処理基本計画.....	165
6 - 1	基本方針.....	165
6 - 2	生活排水の処理計画.....	167
6 - 3	し尿等の処理計画.....	168
6 - 4	その他の施策.....	170
6 - 5	計画達成のための施策の基本方針.....	171
資料編 - 1	ごみ処理行政の動向.....	1
資料編 - 2	生活排水処理施設の整備状況.....	33

第1章 総則

1-1 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨と目的

循環型社会の形成のため、天然資源の消費抑制、環境への負荷低減などの施策の推進が必要となっています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきています。

ここ数年では、ごみの減量化・資源化を柱にした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正（平成22年5月）、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（平成28年1月）、廃棄物処理施設整備計画の策定（平成30年6月）に加え、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行（平成25年4月）、「大気汚染防止法」の改正（平成26年6月、平成27年6月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行（令和3年6月）など、廃棄物処理事業及びそれらを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれに通じた持続可能な社会の実現を目指すものとしており、そのためには、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要（循環経済）であり、循環経済への移行を行うための重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として数値目標が示されました。

このような背景のもと、北松北部環境組合（以下「本組合」という。）は、平戸市・松浦市（以下「構成市」という。）の2市で構成された一部事務組合で、一般廃棄物のごみ処理施設・リサイクル施設及び汚泥再生処理施設の設置及び管理・運営に関する事務を共同で行っています。

本組合及び構成市では、平成12年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定していますが、その後、循環基本法の施行や廃棄物処理法の改正等、国や県の廃棄物処理をめぐる施策の変化に対応するために、平成28年3月に一般廃棄物処理基本計画の第二回改定（以下「前回計画」という。）を行いました。前回計画の中間目標年度が令和7年度であることから、前回計画の改定（以下「本計画」という。）を行うこととしました。

なお、廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを市町村

が担うこととなっていますが、構成市の行政区域では、構成市が収集・運搬及び最終処分の役割を担っており、本組合が中間処理の役割を担っています。

よって、構成市及び本組合それぞれの取組みだけではなく、相互に協力することで適正な廃棄物処理を行う必要があることから、本組合が策定する本計画ではこれらを踏まえた計画内容とし、上位計画、関連計画との整合を図り、廃棄物の抑制、資源の循環的利用及び最終処分に至るまでの適正な処理に向けた、総合的かつ計画的な施策を推進していくことを目的として策定します。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図表1-1-1に示します。

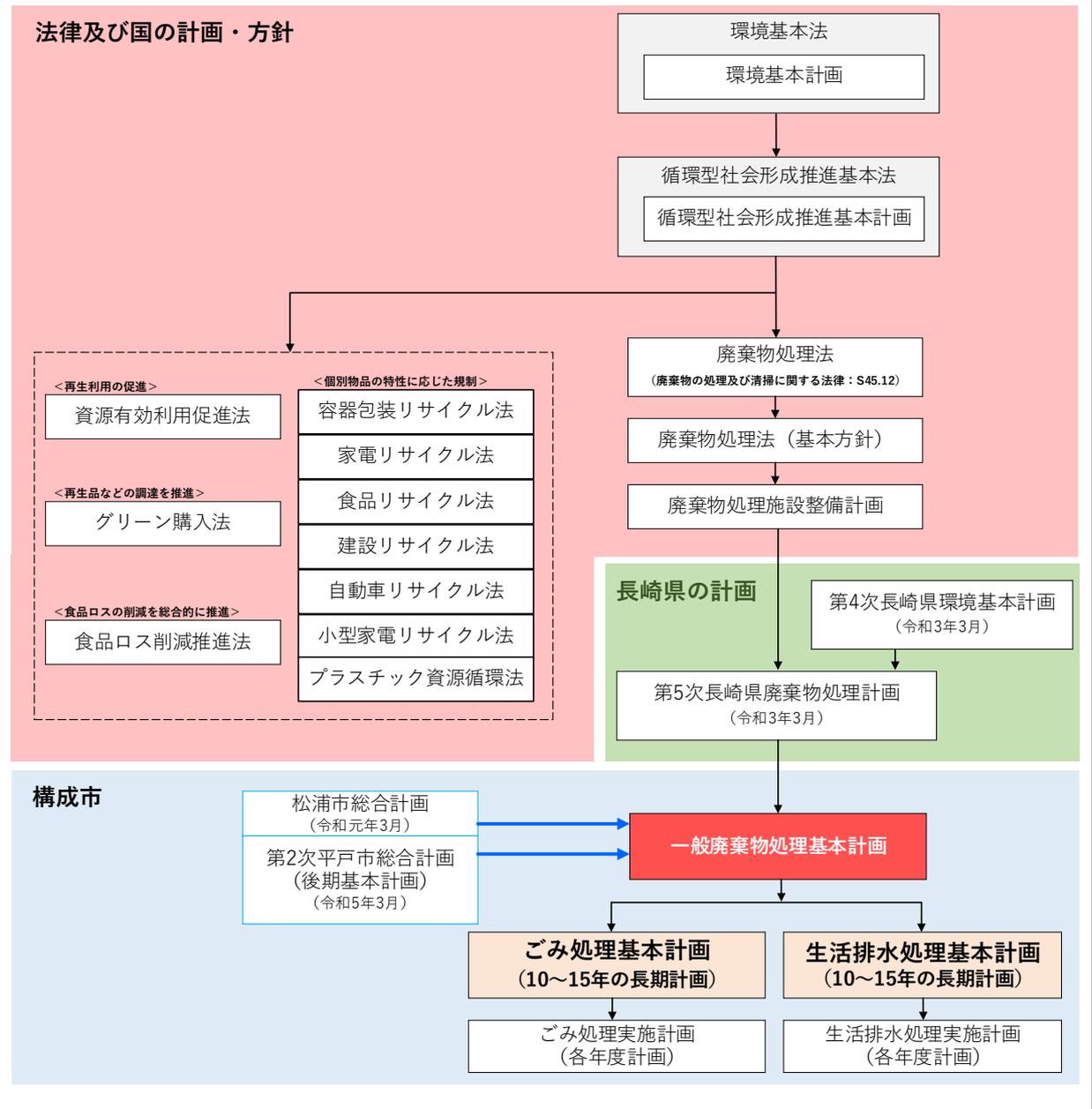
本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づくものであり、構成市で発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めた一般廃棄物処理に関する最上位計画になります。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画「一般廃棄物処理基本計画」と、②一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、それぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画」で構成されています。

本計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）（以下「ごみ処理指針」という。）」により、一般廃棄物処理基本計画の計画期間については、目標年度を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行います。

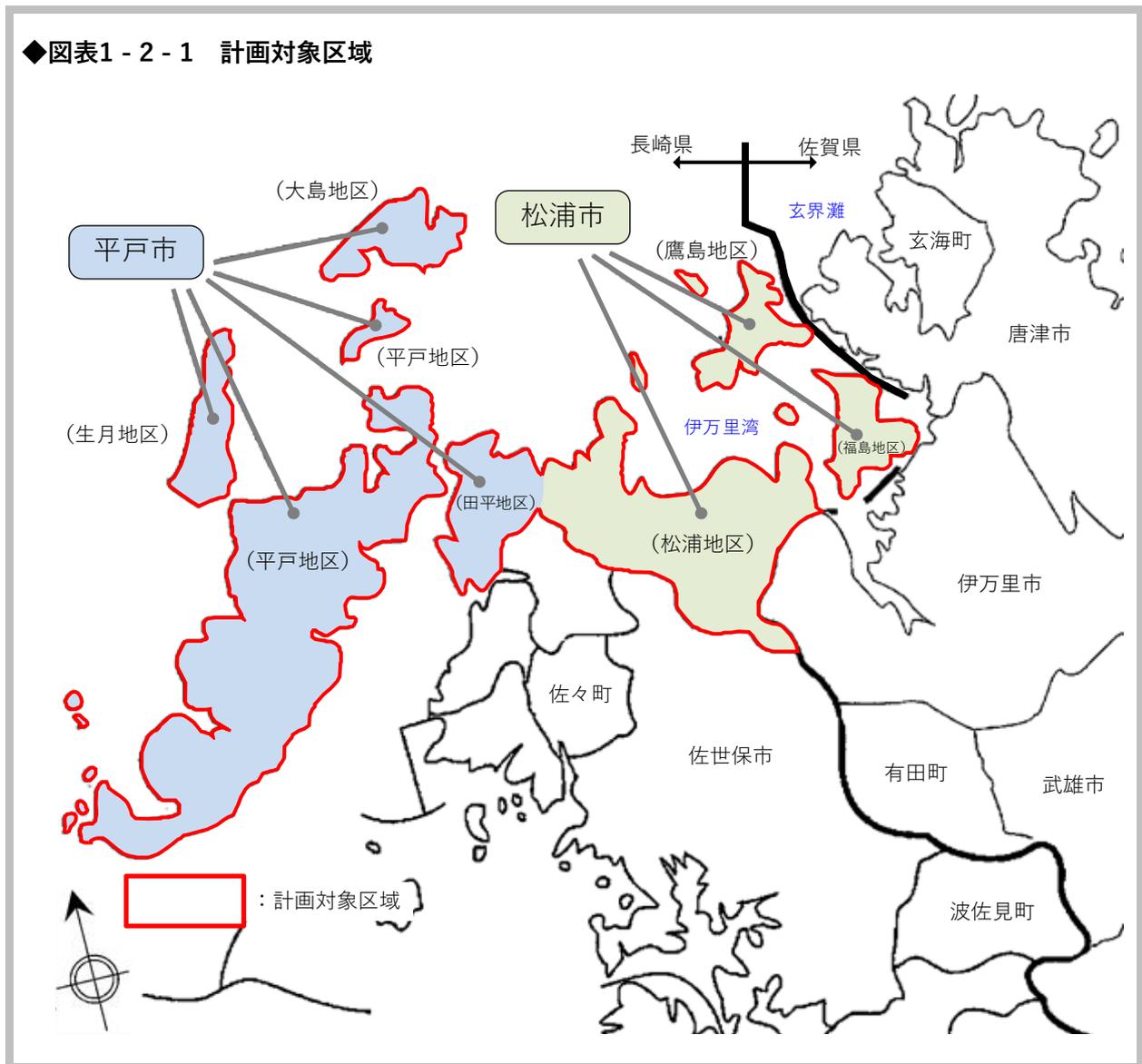
◆図表1 - 1 - 1 計画の位置付け



1 - 2 計画対象区域

本計画は、構成市の行政区域の全域を計画対象とします。

◆図表1 - 2 - 1 計画対象区域



1 - 3 計画期間と計画目標年度

本計画の対象期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、令和16年度を計画目標年度とします。なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合や社会情勢の変化に応じて、5年を目途に見直しを行うものとします。

◆図表1 - 3 - 1 計画目標年度

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)
基準 年 度	計 画 策 定 年 度					中 間 目 標 年 度					計 画 目 標 年 度

【本計画の目標年度等】

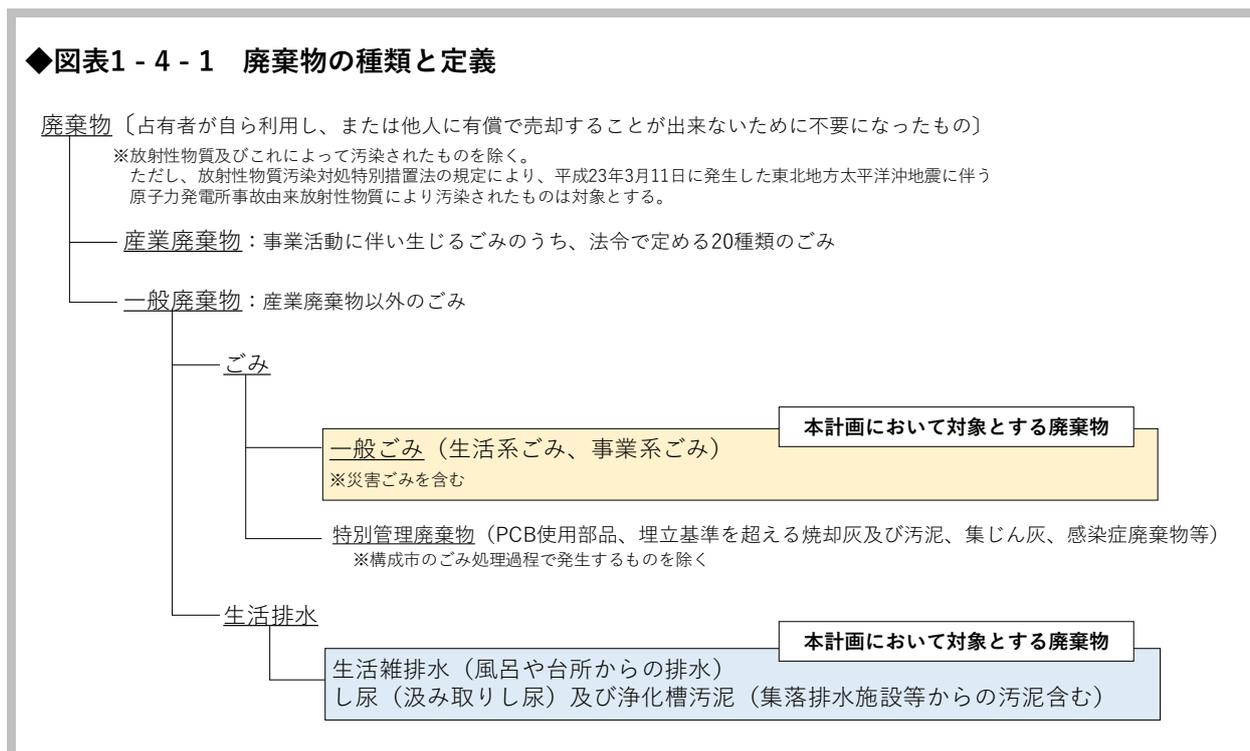
- 計画目標年度 ⇒ 令和16年度
計画目標年度は、計画の期間を10年間とし令和16年度とします。
- 基準年度 ⇒ 令和5年度
基準年度は、ごみ排出抑制目標値や汚水衛生処理率等を設定するための現状を示すものです。
- 中間目標年度 ⇒ 令和11年度
ごみ処理指針では、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとされています。

1 - 4 対象廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物（ごみ・生活排水）と産業廃棄物に規定されており、本計画では一般廃棄物を対象とします。

また、一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としていますが、事業系ごみのうち燃やせるごみ（紙類、布類）と生ごみについては、事業者持込と許可業者による直接搬入分のみを対象とします。（「図表3 - 3 - 1 ごみ種類の定義」参照）

◆図表1 - 4 - 1 廃棄物の種類と定義



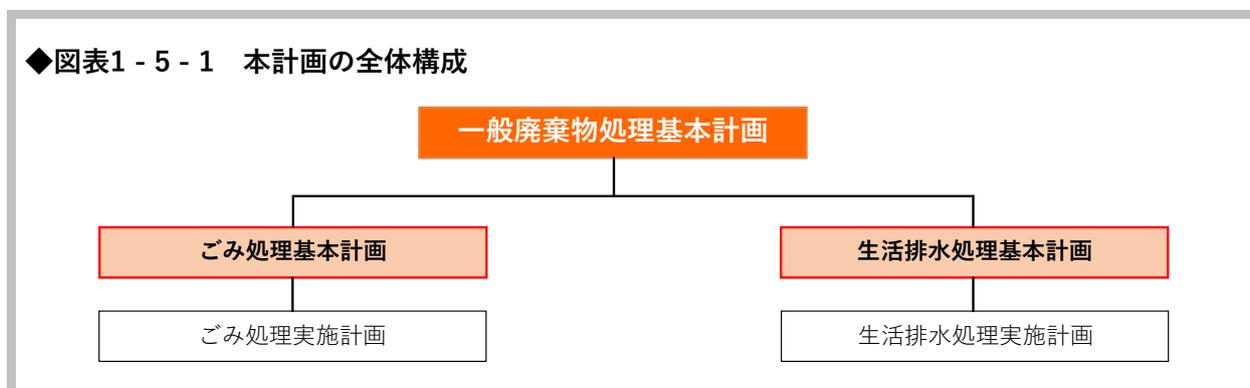
- ① 廃棄物処理法において、廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義づけられています。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（昭和52年3月環計第37号厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通知）では、廃棄物処理法上の定義の他に「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」も定義に含むとしています。
- ③ 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理を行わなければならないことから、本計画では一般廃棄物のみを計画対象廃棄物とします。
- ④ 一般廃棄物は、定義のとおりごみ及び生活排水に分けられますが、その中でも、ごみは一般ごみ（生活系ごみ、事業系ごみ）と特別管理廃棄物（PCB使用部品、集じん灰等）と分けられます。
- ⑤ 特別管理廃棄物は廃棄物処理法で「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」とされており、一般ごみよりも厳しい規制基準で処理する必要があることから、本計画では対象外とします。

1 - 5 計画の構成

1 本計画の全体構成

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する部分（「ごみ処理基本計画」）及び生活排水処理に関する部分（「生活排水処理基本計画」）で構成します。

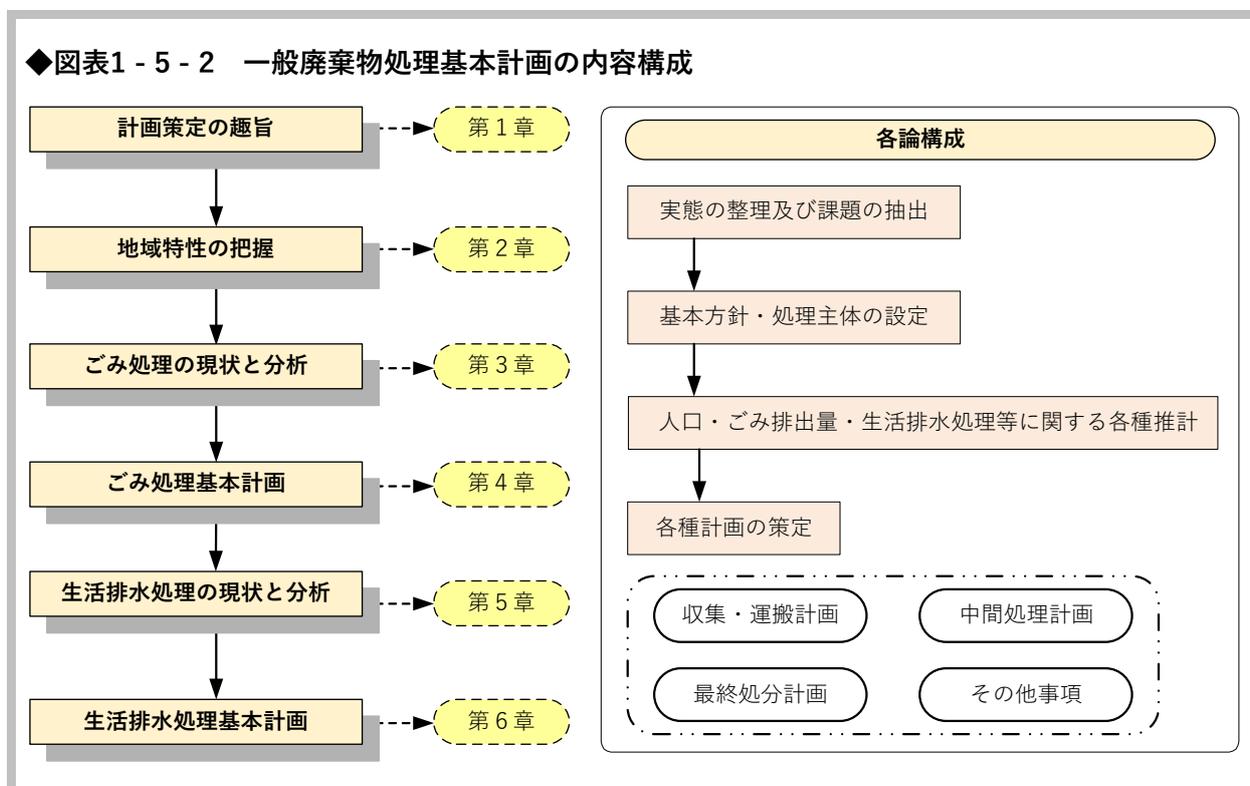
◆図表1 - 5 - 1 本計画の全体構成



2 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示すように全6章で構成しています。まず、第1章で計画策定の趣旨を示し、第2章で構成市の地域特性の把握、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画となっています。

◆図表1 - 5 - 2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成



1 - 6 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画で導入するPDCAサイクルについては、ごみ処理指針に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

本計画を着実に実施していくためには、このPDCAサイクルを積極的に取り組み、継続的に進行管理をしていくことが重要となります。

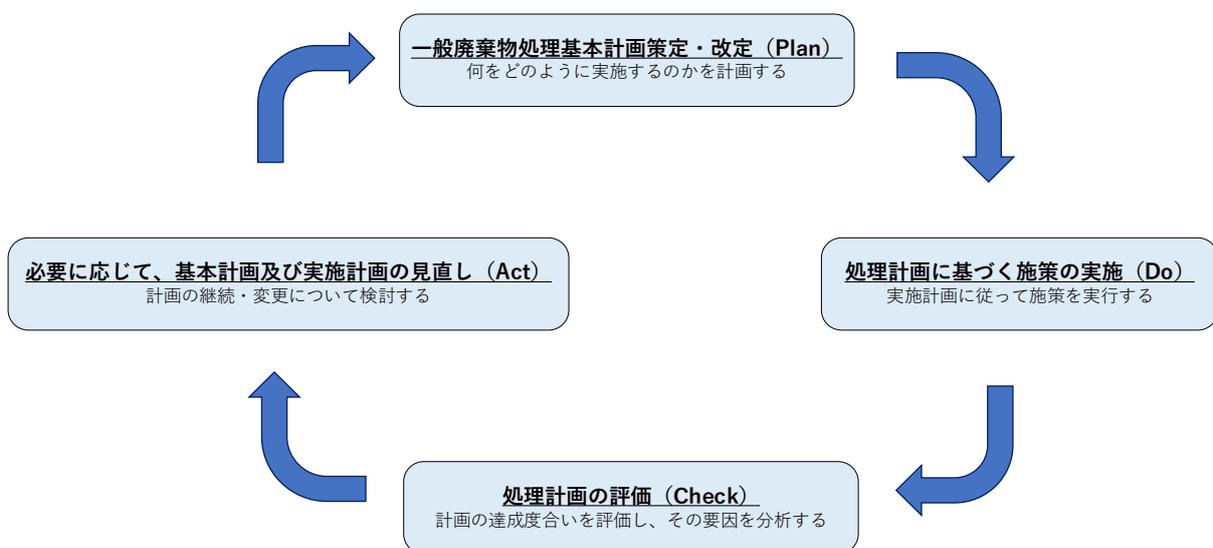
計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関して図表1 - 6 - 1、図表1 - 6 - 2に示します。

◆図表1 - 6 - 1 計画の進行管理

項目	内容
Plan (計画の策定)	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定した一般廃棄物処理基本計画は、住民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do (施策の実行)	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check (評価)	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act (見直し)	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

出典：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

◆図表1 - 6 - 2 PDCAサイクルのイメージ



出典：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

第2章 地域の概要

2-1 位置と地勢

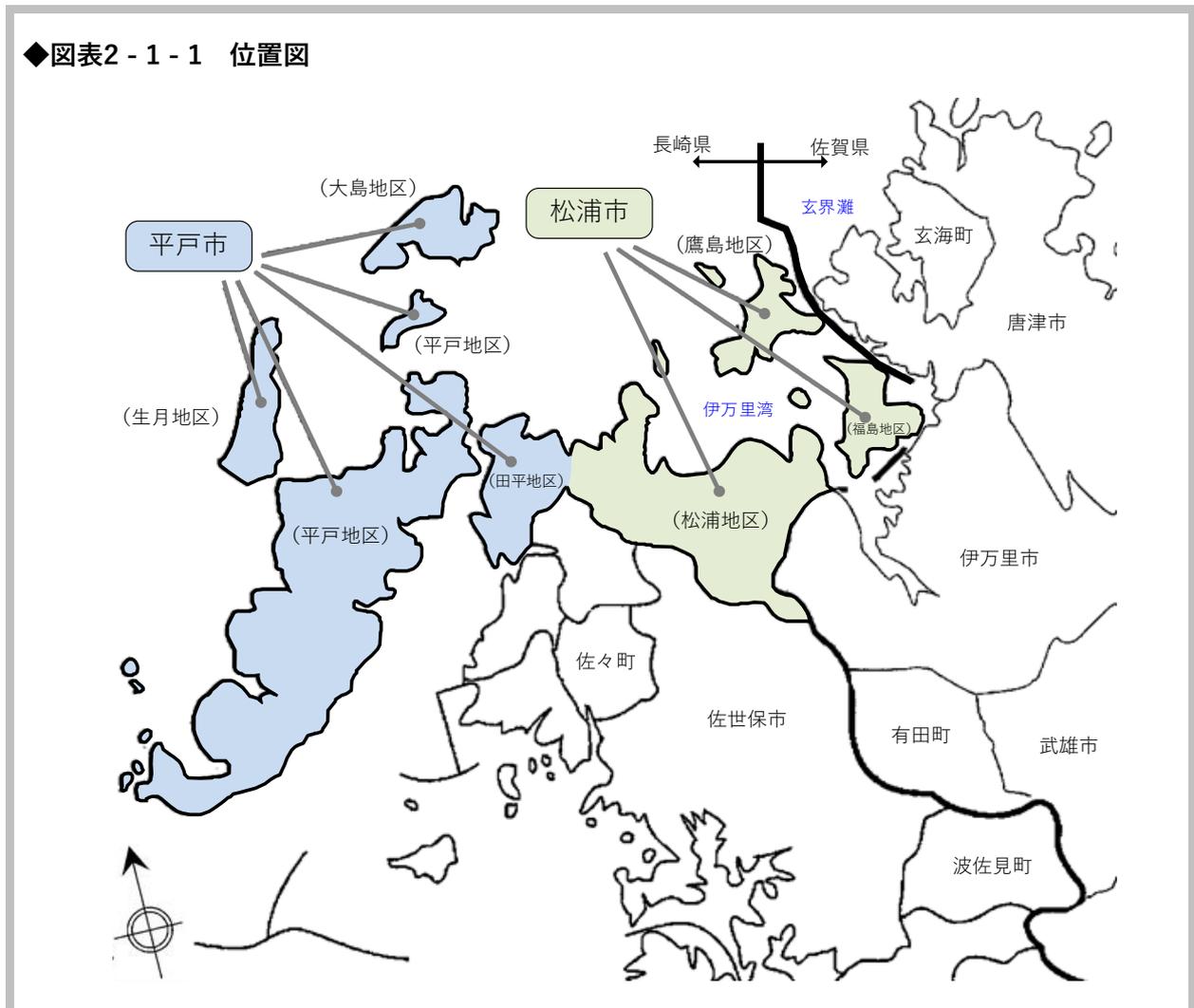
構成市の位置する九州西北端は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、広く海に面している沿岸部は変化に富む海岸線が連なり、半島と離島の地域で構成されています。海と緑に囲まれた豊かな自然を背景とした漁業や農業が盛んであり、歴史と文化のある観光地としても知られる地域です。

交通体系は、平戸島の南北を縦断する国道383号のほか、佐賀県西北部を経て松浦市から平戸市に至る国道204号が佐世保市方面へと走り、これに並行して松浦鉄道が走っています。

また、福岡市から西へ、福岡・佐賀北部・長崎北部を通り、北松浦半島をぐるりと一周するように佐世保、有田を經由し長崎道の武雄JCT（ジャンクション）へ至る西九州自動車道の延伸工事も進んでいます。

令和6年度時点で伊万里松浦道路のうち、佐賀県伊万里市の山代久原IC（インターチェンジ）から松浦ICが開通しており、令和7年度には松浦佐々道路のうち、松浦ICから平戸ICまでが開通予定となっています。更には佐々ICまでの延伸工事も進んでおり、今後、県内の自治体や福岡県及び佐賀県からのアクセスの向上が期待されます。

◆図表2-1-1 位置図



2-2 沿革

本組合と構成市における沿革を図表2-2-1に示します。

◆図表2-2-1 本組合と構成市の沿革

年月	沿革
明治22年 4月	町村制施行により、北松浦郡平戸町、平戸村、中野村、獅子村、紐差村、中津良村、津吉村、志々伎村、田平村、南田平村、生月村、大島村が発足する
同月	村制施行により、北松浦郡志佐村、上志佐村、御厨村、星鹿村、調川村、今福村、福島村、鷹島村が発足する
大正11年 11月	志佐村が町制施行により志佐町となる
大正14年 4月	平戸町と平戸村が合併して、町制施行により平戸町となる
昭和4年 4月	今福村が町制施行により今福町となる
昭和15年 4月	生月村が町制施行により生月町となる
昭和16年 1月	御厨村と星鹿村が合併して、町制施行により新御厨町となる
昭和24年 1月	調川村が町制施行により調川町となる
昭和26年 12月	福島村が町制施行により福島町となる
昭和29年 4月	田平村、南田平村が合併して、町制施行により田平町となる
同月	志佐町と上志佐村が合併して、町制施行により志佐町となる
昭和30年 1月	平戸町、中野村、獅子村、紐差村、中津良村、津吉村、志々伎村が合併して、市制施行により平戸市となる
3月	志佐町、新御厨町、調川町が合併して、市制施行により松浦市となる
4月	松浦市に今福町が編入
昭和50年 1月	鷹島村が町制施行により鷹島町となる
平成11年 6月	平戸市、松浦市、生月町、田平町、福島町にて北松北部環境組合を設立
平成17年 10月	市町村の廃置分合により平戸市、生月町、田平町、大島村が合併し、平戸市となる
平成18年 1月	市町村の廃置分合により松浦市、福島町、鷹島町が合併し、松浦市となる

2 - 3 人口動態

1 人口と世帯数の推移

人口と世帯数の推移を図表2 - 3 - 1に示します。

構成市の人口は50,531人、世帯数は23,775世帯（令和5年）であり、人口及び世帯数は減少傾向にあります。

また、平戸市における人口は29,162人、世帯数は13,737世帯（令和5年）であり、人口及び世帯数は減少傾向にあります。

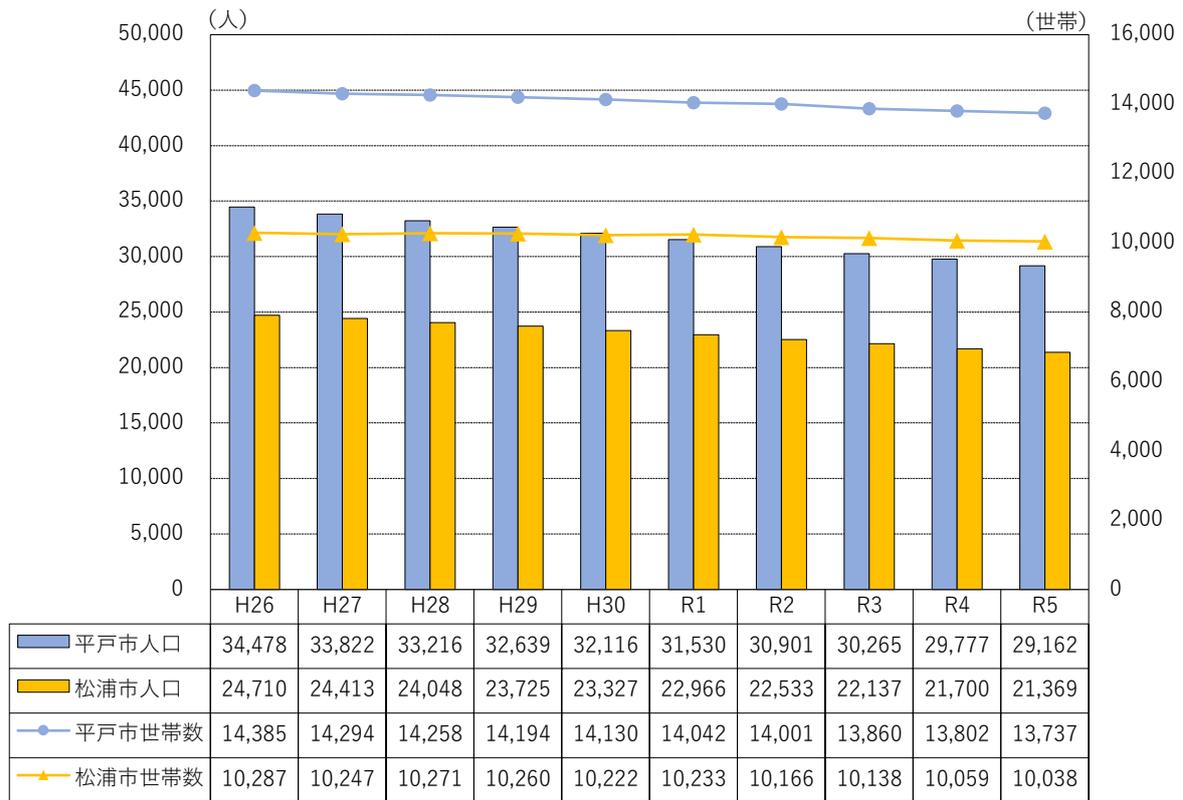
松浦市における人口は21,369人、世帯数は10,038世帯（令和5年）であり、人口及び世帯数は減少傾向にあります。

◆図表2 - 3 - 1 人口と世帯数

項目	平戸市			松浦市			合計		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり の人口 (人/世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり の人口 (人/世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり の人口 (人/世帯)
H26	34,478	14,385	2.40	24,710	10,287	2.40	59,188	24,672	2.40
H27	33,822	14,294	2.37	24,413	10,247	2.38	58,235	24,541	2.37
H28	33,216	14,258	2.33	24,048	10,271	2.34	57,264	24,529	2.33
H29	32,639	14,194	2.30	23,725	10,260	2.31	56,364	24,454	2.30
H30	32,116	14,130	2.27	23,327	10,222	2.28	55,443	24,352	2.28
R1	31,530	14,042	2.25	22,966	10,233	2.24	54,496	24,275	2.24
R2	30,901	14,001	2.21	22,533	10,166	2.22	53,434	24,167	2.21
R3	30,265	13,860	2.18	22,137	10,138	2.18	52,402	23,998	2.18
R4	29,777	13,802	2.16	21,700	10,059	2.16	51,477	23,861	2.16
R5	29,162	13,737	2.12	21,369	10,038	2.13	50,531	23,775	2.13
増減 (H26比)	▲ 5,316	▲ 648	▲ 0.28	▲ 3,341	▲ 249	▲ 0.27	▲ 8,657	▲ 897	▲ 0.27
	▲ 15.4%	▲ 4.5%	▲ 11.7%	▲ 13.5%	▲ 2.4%	▲ 11.3%	▲ 14.6%	▲ 3.6%	▲ 11.3%

出典：総務省「住民基本台帳等」（各年1月1日現在データ）

◆図表2 - 3 - 2 人口と世帯数の推移（構成市別）



出典：総務省「住民基本台帳等」（各年1月1日現在データ）

◆図表2 - 3 - 3 人口と世帯数の推移（構成市）



出典：総務省「住民基本台帳等」（各年1月1日現在データ）

2 年齢別人口構成

構成市における、年齢別人口構成を図表2-3-4に示します。

構成市の年齢構成は、年少人口が5,736人（11.4%）、生産年齢人口は24,448人（48.4%）、老年人口20,347人（40.3%）となっており、年少人口が少なく、老年人口が多いことから、高齢化の傾向にあります。

また、平戸市における年齢構成は、年少人口が3,232人（11.1%）、生産年齢人口は13,825人（47.4%）、老年人口12,105人（41.5%）となっています。

松浦市における年齢構成は、年少人口が2,504人（11.7%）、生産年齢人口は10,623人（49.7%）、老年人口8,242人（38.6%）となっています。

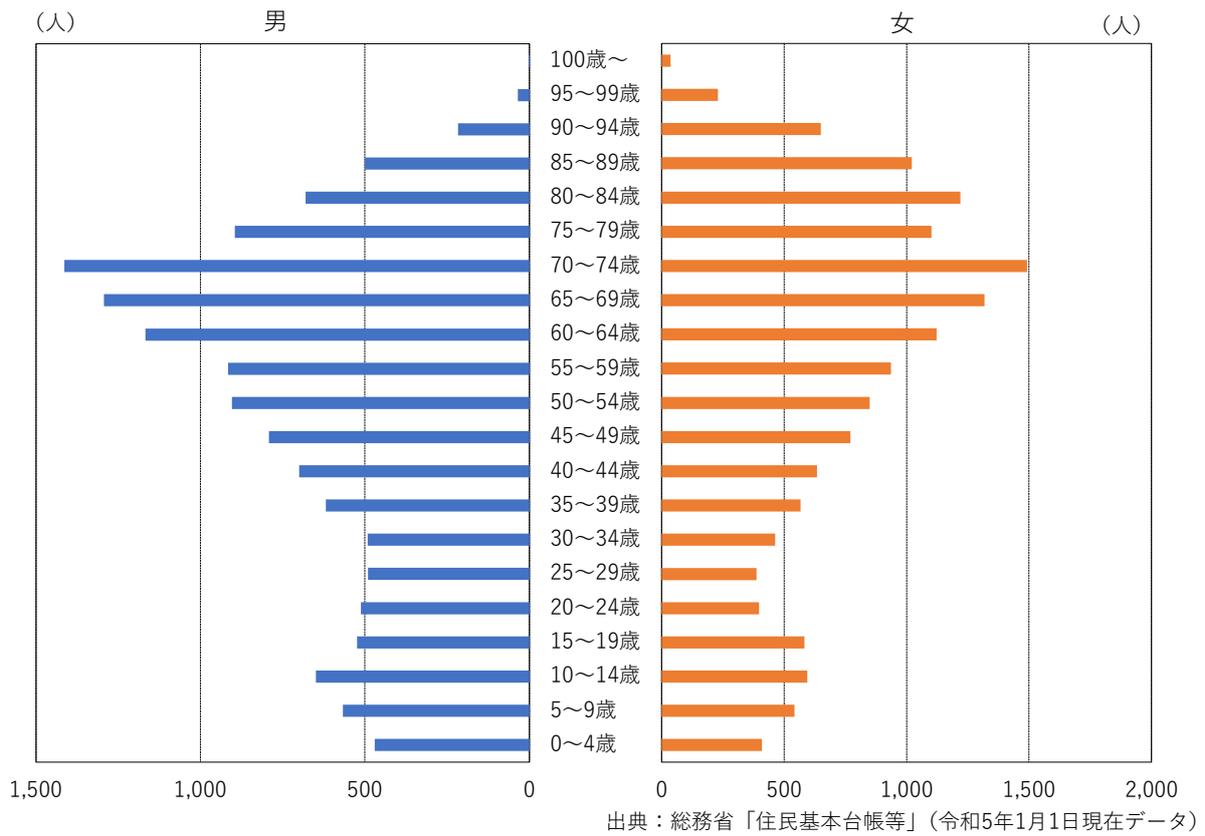
◆図表2-3-4 年齢別人口構成（令和5年）

項目	平戸市（人）			松浦市（人）			合計（人）			
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
年少人口	0～4歳	879	470	409	639	316	323	1,518	786	732
	5～9歳	1,109	567	542	873	444	429	1,982	1,011	971
	10～14歳	1,244	649	595	992	485	507	2,236	1,134	1,102
	小計	3,232	1,686	1,546	2,504	1,245	1,259	5,736	2,931	2,805
	(構成比率)	(11.1%)	(12.2%)	(10.1%)	(11.7%)	(12.1%)	(11.4%)	(11.4%)	(12.1%)	(10.6%)
生産年齢人口	15～19歳	1,107	524	583	862	451	411	1,969	975	994
	20～24歳	909	512	397	763	409	354	1,672	921	751
	25～29歳	878	491	387	776	422	354	1,654	913	741
	30～34歳	955	492	463	902	501	401	1,857	993	864
	35～39歳	1,186	619	567	981	497	484	2,167	1,116	1,051
	40～44歳	1,334	700	634	1,146	604	542	2,480	1,304	1,176
	45～49歳	1,562	792	770	1,137	599	538	2,699	1,391	1,308
	50～54歳	1,753	904	849	1,273	630	643	3,026	1,534	1,492
	55～59歳	1,852	916	936	1,208	606	602	3,060	1,522	1,538
	60～64歳	2,289	1,167	1,122	1,575	790	785	3,864	1,957	1,907
小計	13,825	7,117	6,708	10,623	5,509	5,114	24,448	12,626	11,822	
(構成比率)	(47.4%)	(51.4%)	(43.8%)	(49.7%)	(53.5%)	(46.2%)	(48.4%)	(52.3%)	(44.8%)	
老年人口	65～69歳	2,611	1,293	1,318	1,886	961	925	4,497	2,254	2,243
	70～74歳	2,906	1,414	1,492	2,077	1,038	1,039	4,983	2,452	2,531
	75～79歳	1,996	895	1,101	1,285	579	706	3,281	1,474	1,807
	80～84歳	1,900	680	1,220	1,231	447	784	3,131	1,127	2,004
	85～89歳	1,521	500	1,021	959	304	655	2,480	804	1,676
	90～94歳	867	217	650	583	182	401	1,450	399	1,051
	95～99歳	265	35	230	186	37	149	451	72	379
	100歳～	39	3	36	35	3	32	74	6	68
小計	12,105	5,037	7,068	8,242	3,551	4,691	20,347	8,588	11,759	
(構成比率)	(41.5%)	(36.4%)	(46.1%)	(38.6%)	(34.5%)	(42.4%)	(40.3%)	(35.6%)	(44.6%)	
総数	29,162	13,840	15,322	21,369	10,305	11,064	50,531	24,145	26,386	

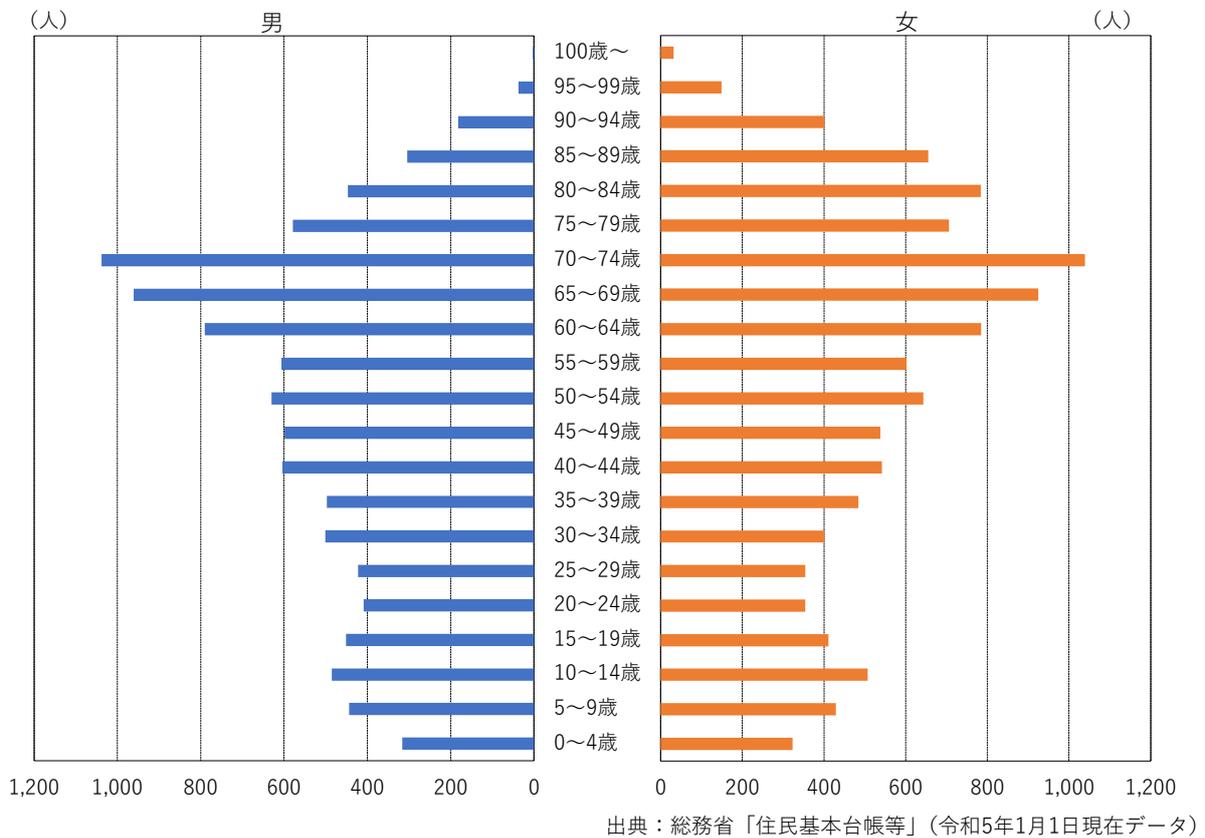
※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：総務省「住民基本台帳等」（令和5年1月1日現在データ）

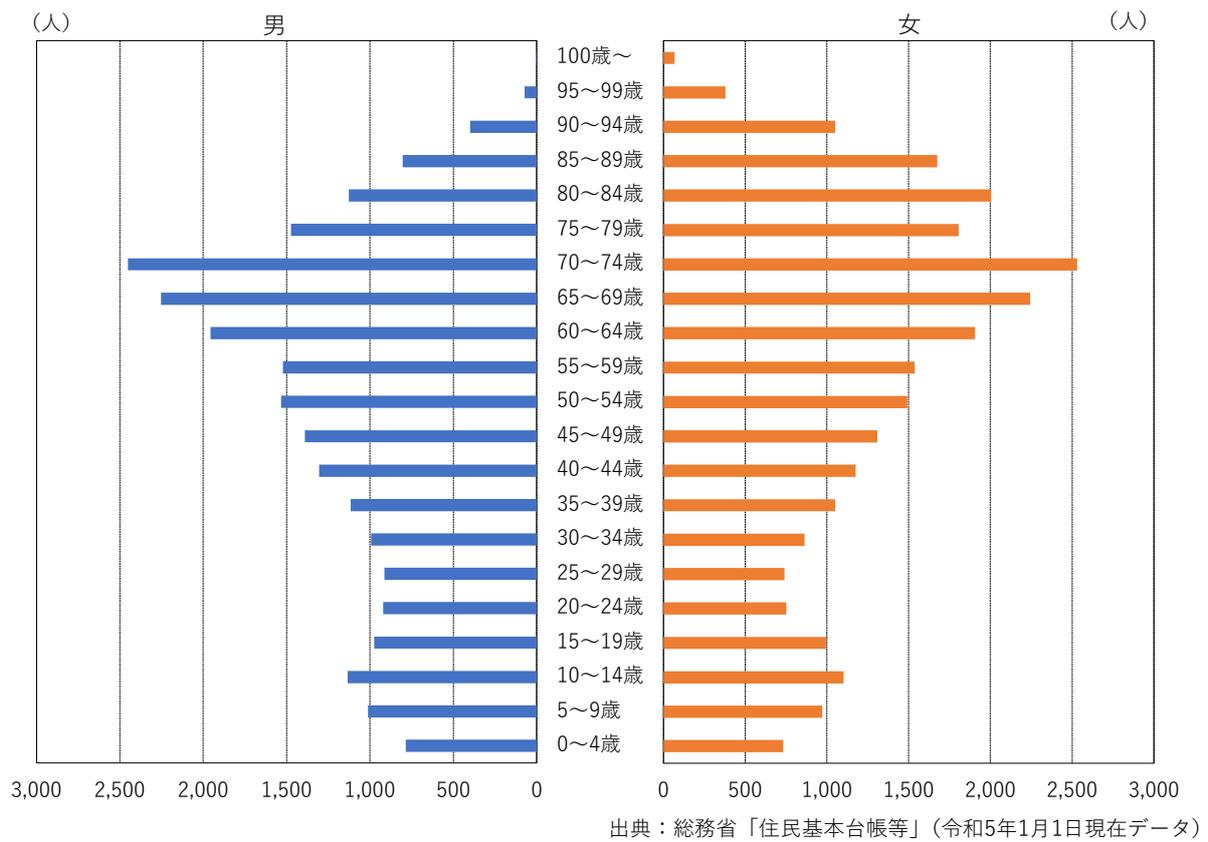
◆図表2 - 3 - 5 人口の年齢構成（平戸市）（令和5年）



◆図表2 - 3 - 6 人口の年齢構成（松浦市）（令和5年）



◆図表2 - 3 - 7 人口の年齢構成（構成市）（令和5年）



2-4 産業の動向

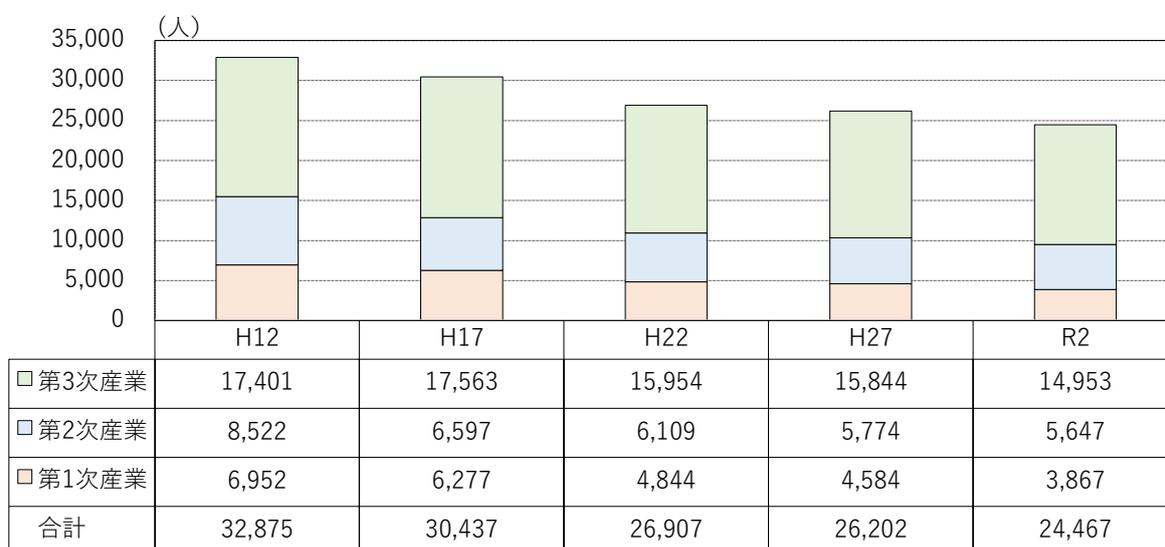
1 産業別就業人口

国勢調査（平成12～令和2年）による構成市の産業別就業人口を図表2-4-1～図表2-4-6に示します。

（1）構成市

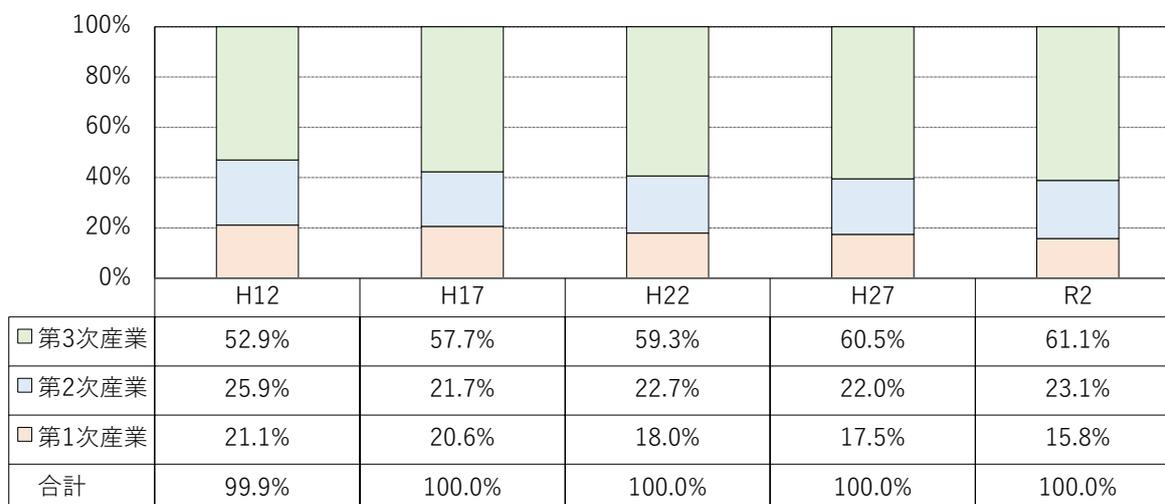
就業人口は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業人口が減少傾向にあります。構成比では、第3次産業の割合が増加し、第2次及び第1次産業の割合が減少しています。

◆図表2-4-1 産業別就業人口[分類不能を除く]（構成市）



出典：国勢調査（平成12～令和2年）

◆図表2-4-2 産業別就業人口[分類不能を除く]の割合（構成市）



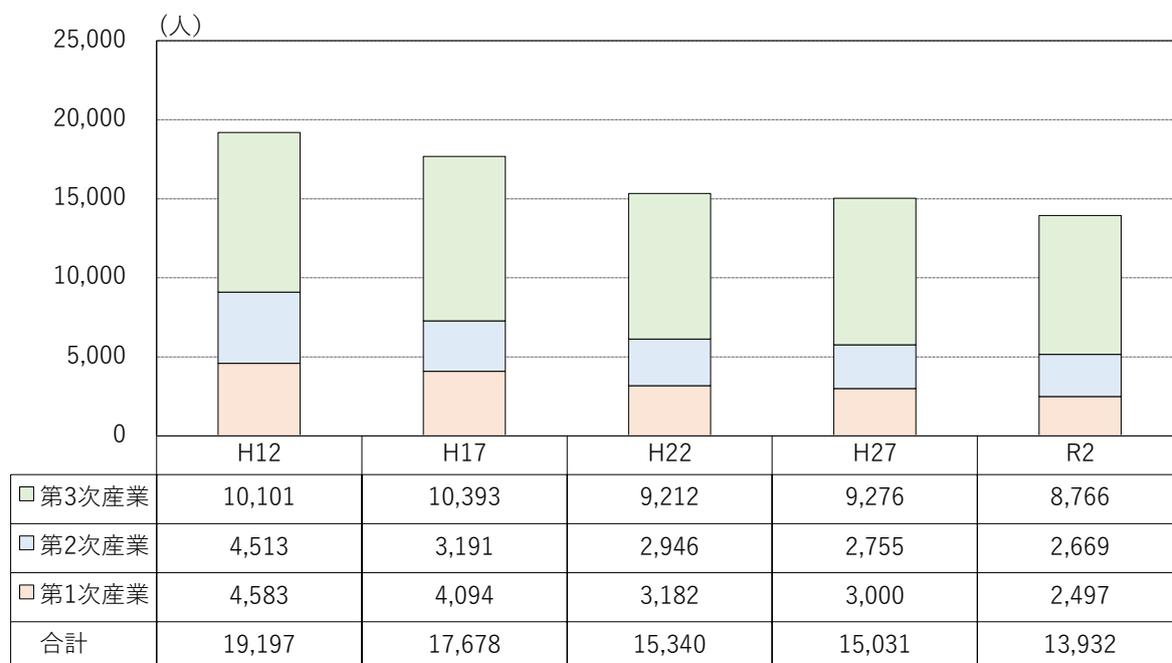
※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：国勢調査（平成12～令和2年）

(2) 平戸市

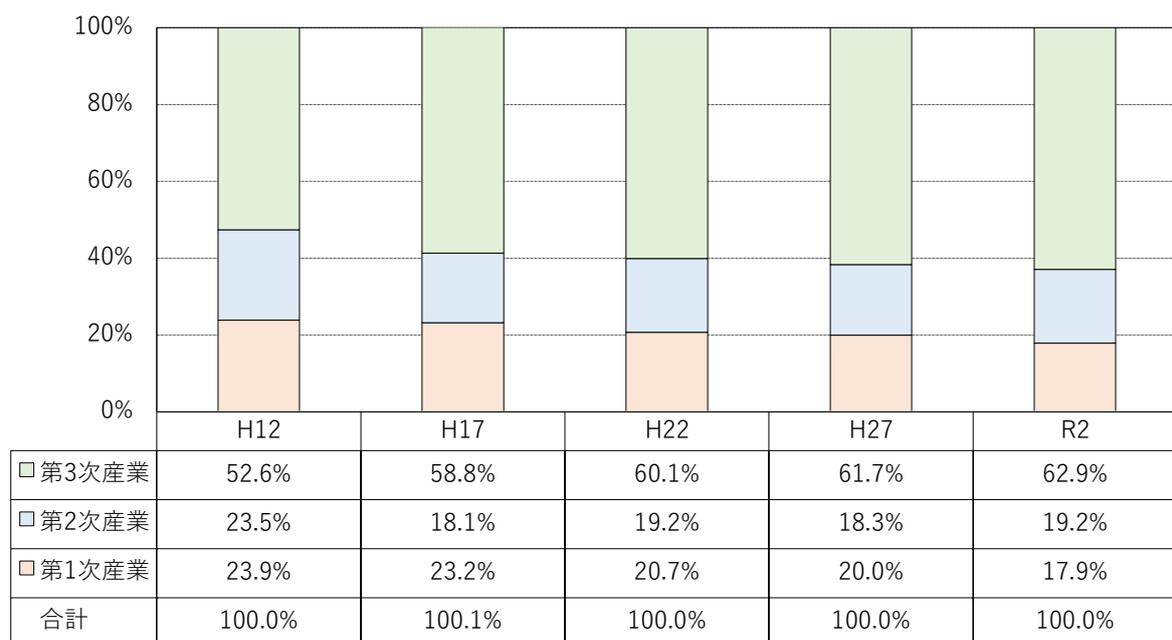
就業人口は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業人口が減少傾向にあります。構成比では、第3次産業の割合が増加し、第2次及び第1次産業の割合が減少しています。

◆図表2 - 4 - 3 産業別就業人口[分類不能を除く] (平戸市)



出典：国勢調査（平成12～令和2年）

◆図表2 - 4 - 4 産業別就業人口[分類不能を除く]の割合 (平戸市)



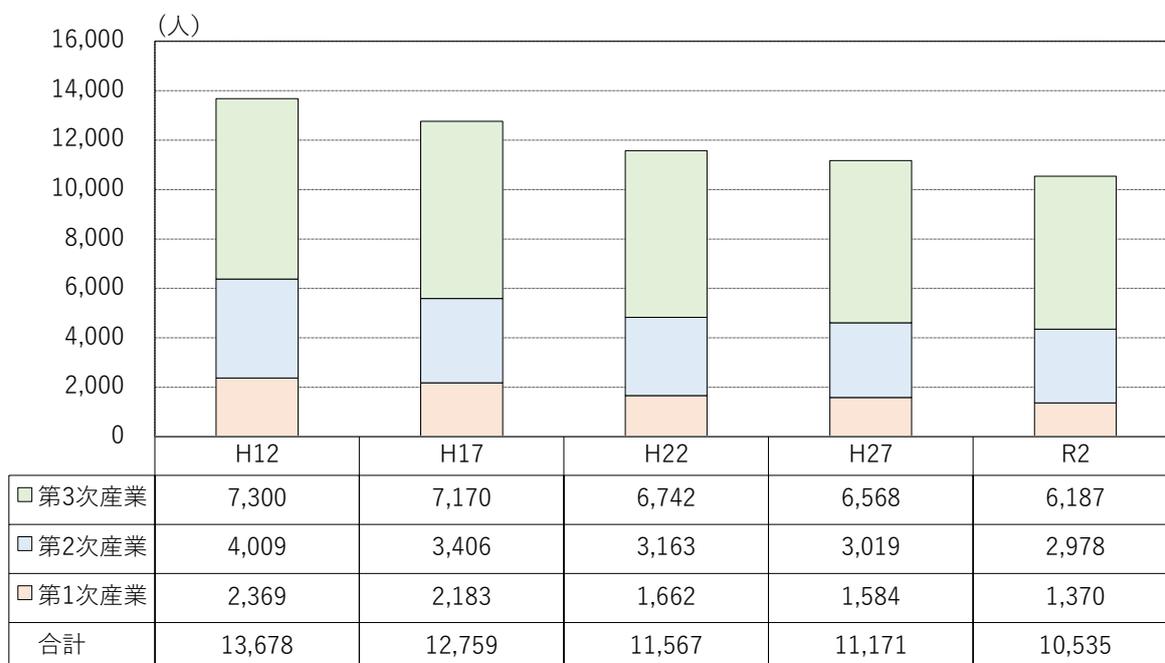
※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：国勢調査（平成12～令和2年）

(3) 松浦市

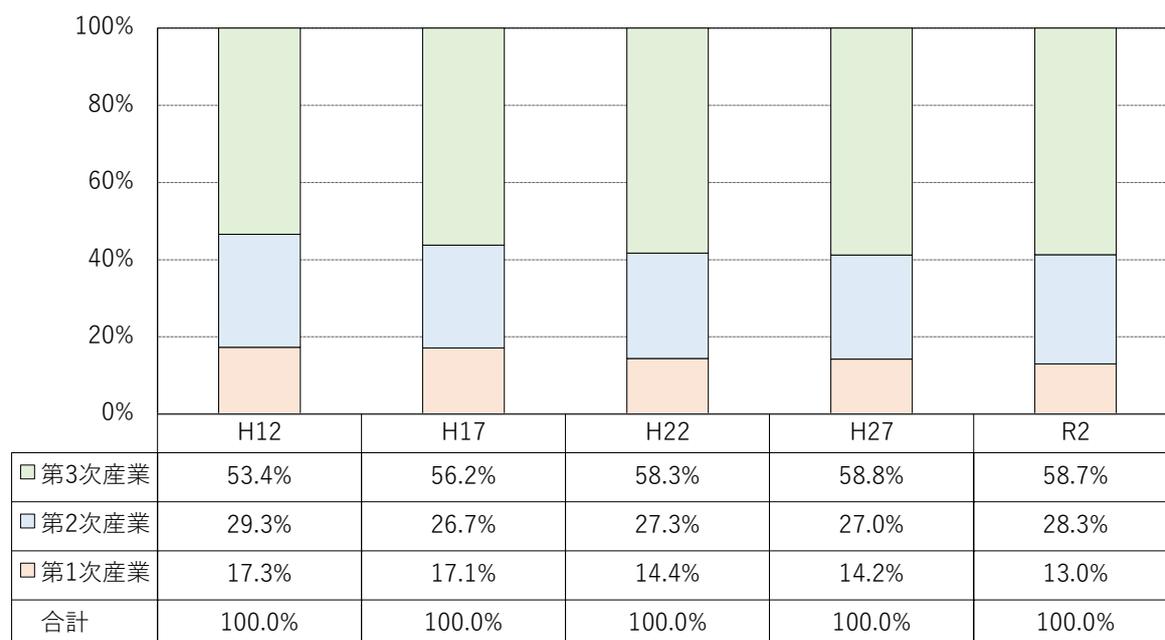
就業人口は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業人口が減少傾向にあります。構成比では、平成12年度以降、第3次産業の割合が増加し、第2次及び第1次産業の割合が減少しています。

◆図表2 - 4 - 5 産業別就業人口[分類不能を除く] (松浦市)



出典：国勢調査（平成12～令和2年）

◆図表2 - 4 - 6 産業別就業人口[分類不能を除く]の割合 (松浦市)



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：国勢調査（平成12～令和2年）

2 産業別事業所数及び従業者数

令和3年経済センサス-活動調査による構成市の産業別事業所数及び従業者数を図表2 - 4 - 7に示します。

(1) 構成市

構成市の事業所数は第3次産業が78.5%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。また、従業者数も第3次産業が、最も多く67.7%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の従事者が多くなっています。

(2) 平戸市

平戸市の事業所数は第3次産業が78.9%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。また、従業者数も第3次産業が、最も多く72.6%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の従事者が多くなっています。

(3) 松浦市

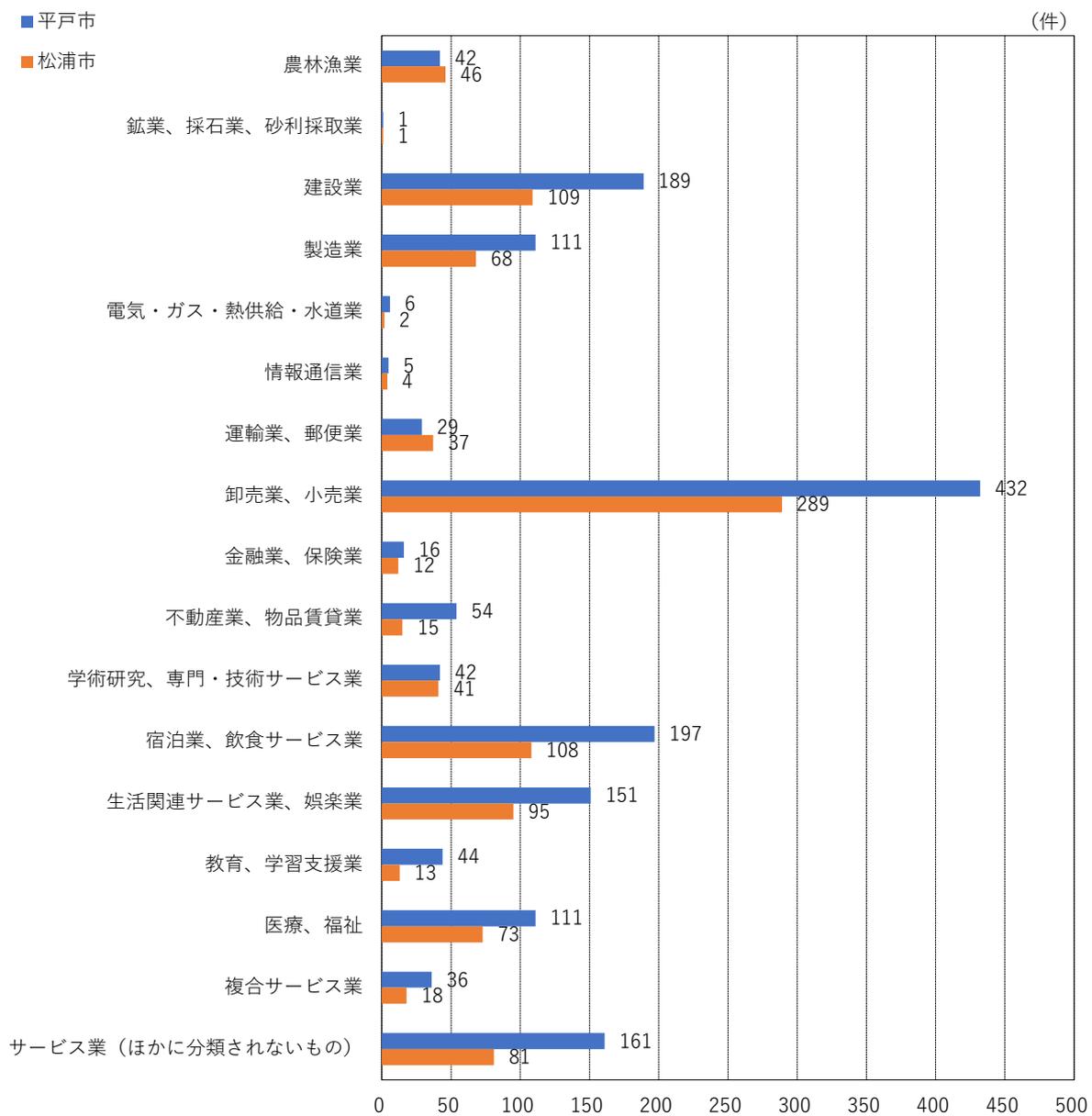
松浦市の事業所数は第3次産業が77.9%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。また、従業者数も第3次産業が、最も多く61.7%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の従事者が多くなっています。

◆図表2 - 4 - 7 構成市の産業別事業所数及び従業者数（令和3年）

項目	事業所数（件）			従業者数（人）			
	平戸市	松浦市	合計	平戸市	松浦市	合計	
第1次産業	農林漁業	42	46	88	604	562	1,166
	小計 (構成比率)	42 (2.6%)	46 (4.5%)	88 (3.3%)	604 (5.8%)	562 (6.5%)	1,166 (6.1%)
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	2	14	3	17
	建設業	189	109	298	1,086	837	1,923
	製造業	111	68	179	1,159	1,929	3,088
	小計 (構成比率)	301 (18.5%)	178 (17.6%)	479 (18.2%)	2,259 (21.6%)	2,769 (31.8%)	5,028 (26.2%)
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	2	8	39	115	154
	情報通信業	5	4	9	5	6	11
	運輸業、郵便業	29	37	66	419	631	1,050
	卸売業、小売業	432	289	721	2,175	1,469	3,644
	金融業、保険業	16	12	28	148	96	244
	不動産業、物品賃貸業	54	15	69	202	58	260
	学術研究、専門・技術サービス業	42	41	83	135	307	442
	宿泊業、飲食サービス業	197	108	305	927	498	1,425
	生活関連サービス業、娯楽業	151	95	246	415	203	618
	教育、学習支援業	44	13	57	208	111	319
	医療、福祉	111	73	184	2,052	1,316	3,368
	複合サービス業	36	18	54	250	84	334
	サービス業（ほかに分類されないもの）	161	81	242	625	480	1,105
小計 (構成比率)	1,284 (78.9%)	788 (77.9%)	2,072 (78.5%)	7,600 (72.6%)	5,374 (61.7%)	12,974 (67.7%)	
総数	1,627	1,012	2,639	10,463	8,705	19,168	

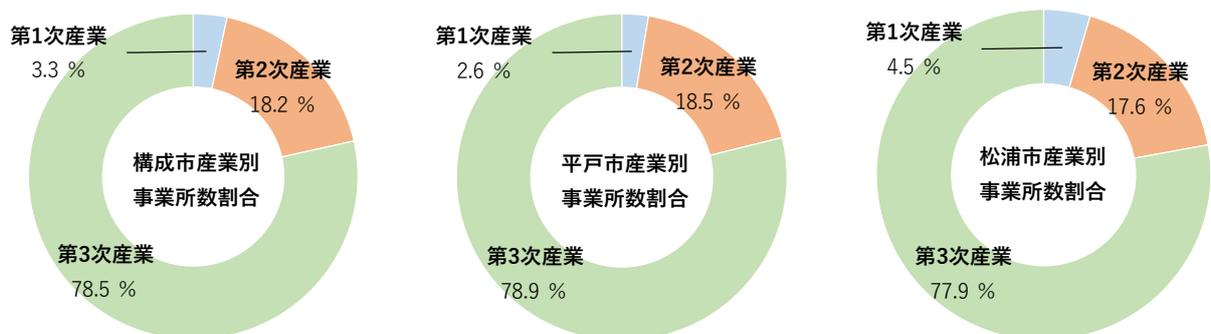
出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 8 構成市の産業別事業所数（令和3年）



出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

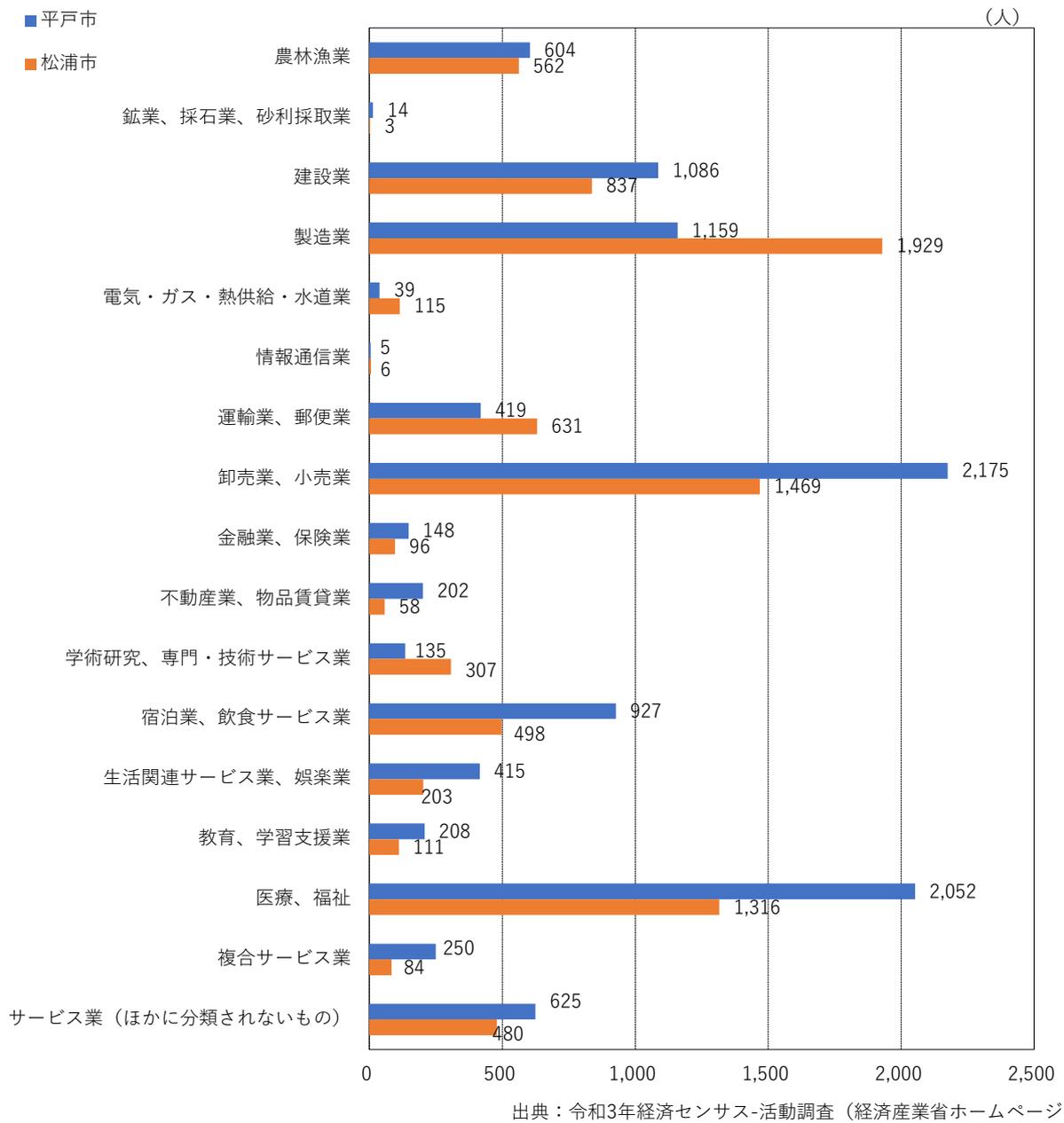
◆図表2 - 4 - 9 構成市の産業別事業所数割合（令和3年）



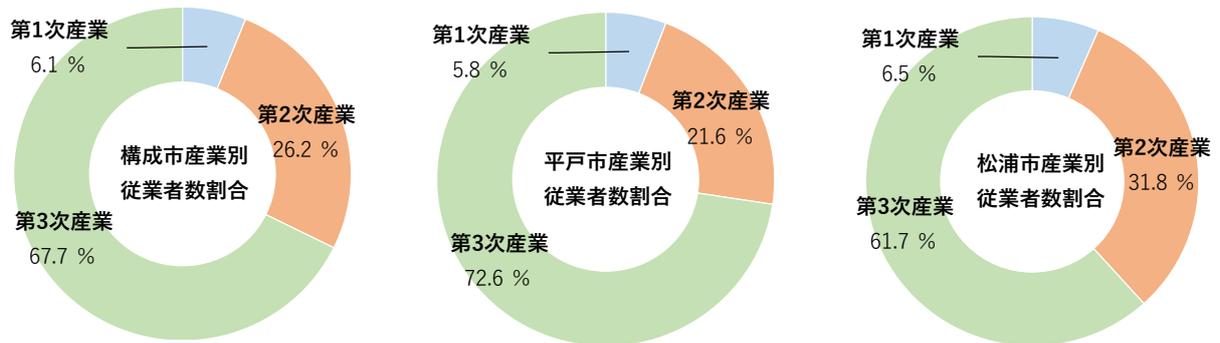
※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 10 構成市の産業別従業者数（令和3年）



◆図表2 - 4 - 11 構成市の産業別従業者数割合（令和3年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

3 産業別の動向

(1) 農業

農林水産省が公表している「2020年農林業センサス」による構成市の農家数を図表2-4-12、図表2-4-13に、耕地面積を図表2-4-14、図表2-4-15に示します。

ア 構成市

構成市では農家数の67.1%を販売農家が占めており、耕地面積の73.0%を田が占めています。

イ 平戸市

平戸市では農家数の63.0%を販売農家が占めており、耕地面積の76.6%を田が占めています。

主要農産物等は、水稲、いちご、アスパラガス、ばれいしょ、葉たばこ、たまねぎ、みかん、メロン、肉用牛、豚、にわとり、菌床シイタケなどがあります。恵まれた自然環境の中で、いちごやアスパラガスなどのハウス栽培にも力が入れられ、生産の安定化、産地のブランド化も進められています。また、菌床シイタケの栽培も盛んで、県内はもとより関西地方などにも出荷されています。

ウ 松浦市

松浦市では農家数の74.2%を販売農家が占めており、耕地面積の68.3%を田が占めています。

稲作に加え畑作、果樹栽培が盛んで、特にメロンとぶどうは、松浦メロン・御厨ぶどうとして市場でも高い評価を得ており、地域ブランドが確立されています。そのほか御厨地域では、つつじ苗、しきみ柴といった花木の生産活動も行われており、特にしきみ柴については、関西方面での需要が高く、あらたな産地として市場の期待を集めています。

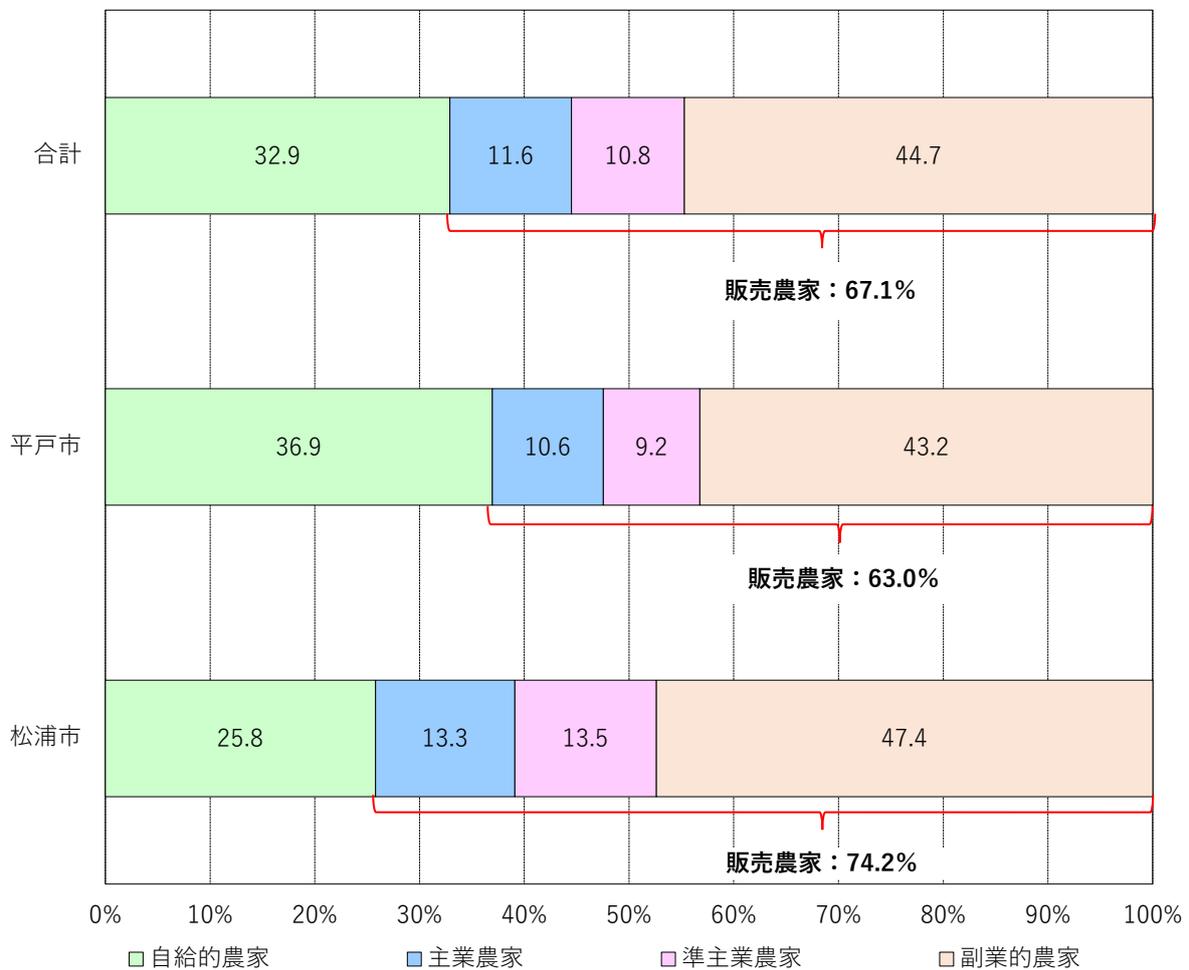
◆図表2 - 4 - 12 構成市の農家数（令和2年）

単位：戸

項目	農家数 (A+B)	自給的農家 (A)	販売農家 (B=a+b+c)	販売農家の形態別		
				主業 (a)	準主業 (b)	副業的 (c)
平戸市	2,079	767	1,312	221	192	899
松浦市	1,177	304	873	156	159	558
合計	3,256	1,071	2,185	377	351	1,457

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 13 構成市の形態別農家数の比率（令和2年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

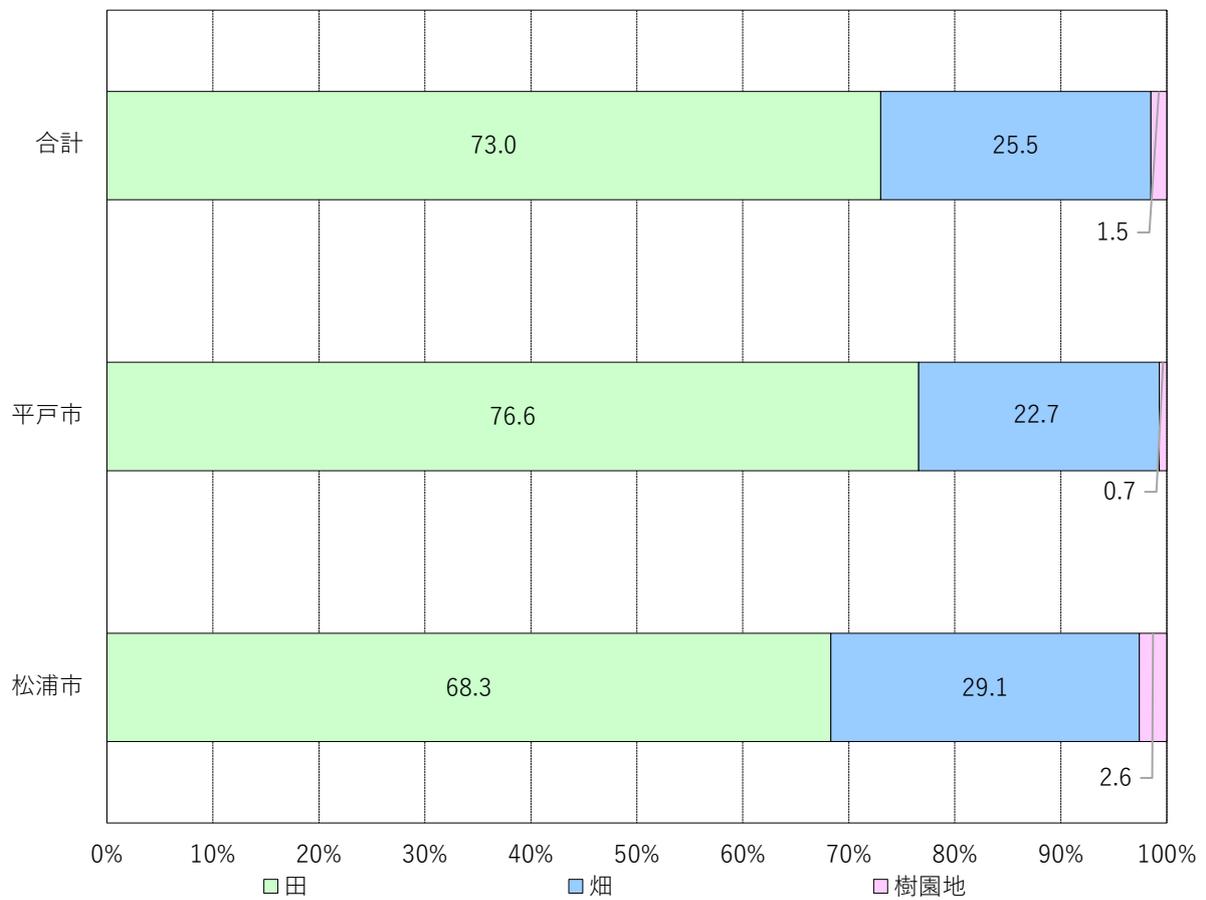
◆図表2 - 4 - 14 構成市の経営耕地面積（令和2年）

単位：ha

項目	経営耕地面積		
	田	畑	樹園地
平戸市	1,220	362	11
松浦市	853	363	32
合計	2,073	725	43

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 15 構成市の経営耕地面積の比率（令和2年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

(2) 林業

令和5年長崎県統計年鑑による構成市の民有林面積を図表2 - 4 - 16に示します。

ア 構成市

構成市では天然林が最も多く51.9%を占めており、次いで人工林が38.3%となっており、2つで90.2%を占めています。

林業を取り巻く状況は、地域木材需要の停滞、価格の低迷、担い手不足、経営意欲の減退など、依然として厳しい状況が続いています。民有林については植林、下刈り、除間伐など整備が行われてきましたが、人工林の多くが間伐を必要としています。

イ 平戸市

平戸市では天然林が最も多く57.5%を占めており、次いで人工林が32.2%となっており、2つで89.7%を占めています。

ウ 松浦市

松浦市では人工林が最も多く51.0%を占めており、次いで天然林が40.3%となっており、2つで91.3%を占めています。

◆図表2 - 4 - 16 民有林面積（令和5年）

項目	総面積	民有林面積（ha）							
		人工林		天然林		竹林		無立木地	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
平戸市	12,351	3,982	32.2	7,108	57.5	246	2.0	1,015	8.2
松浦市	5,931	3,024	51.0	2,388	40.3	241	4.1	278	4.7
合計	18,282	7,006	38.3	9,496	51.9	487	2.7	1,293	7.1

※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（長崎県の森林・林業統計）

(3) 漁業

2018年漁業センサス及び海面漁業生産統計調査による構成市の海面漁業経営体数及び漁獲量を図表2-4-17に示します。

ア 構成市

構成市の経営体数は834経営体となっており、漁獲量は71,304tとなっています。

イ 平戸市

平戸市の経営体数は653経営体となっており、漁獲量は67,163tとなっています。

対馬暖流と数多くの島や複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類などの回遊が見られるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニなど数多くの魚介類に恵まれています。

ウ 松浦市

松浦市の経営体数は181経営体となっており、漁獲量は4,141tとなっています。

豊富な資源天然の良港である伊万里湾で水揚げされる水産物は、品質の良さと新鮮さを兼ねそなえて高い評価を得ており、アジ、サバなどは日本有数の水揚量を誇っています。

◆図表2-4-17 海面漁業経営体数及び漁獲量（平成30年）

項目	海面漁業	
	経営体数 (経営体)	漁獲量 (t)
平戸市	653	67,163
松浦市	181	4,141
合計	834	71,304

出典：「2018年漁業センサス」「海面漁業生産統計調査」（農林水産省ホームページ）

(4) 工業

令和3年経済センサス-活動調査による構成市の従業者4人以上の事業所数、従業員数及び年間製造品出荷額等を図表2-4-18に示します。

ア 構成市

構成市の製造業の事業所数は63事業所となっており、従業員数は2,384人、年間製造品出荷額等は39,505百万円となっています。

イ 平戸市

平戸市の製造業の事業所数は32事業所となっており、従業員数は739人、年間製造品出荷額等は9,712百万円となっています。

従業者数や製造品出荷額は年々減少しており、地域の特性や技術と産業資源を活用した商品開発等による中小企業の活性化を図るとともに、創造的中小企業を育成するための研究開発から事業化まで、効率的・効果的な支援システムの構築が求められています。

ウ 松浦市

松浦市の製造業の事業所数は31事業所となっており、従業員数は1,645人、年間製造品出荷額等は29,793百万円となっています。

従業者数や製造品出荷額は減少しており、既存産業の振興とあわせて、あらたな雇用機会を生み出す企業誘致による新分野の産業創造が求められています。

◆図表2-4-18 年間製造品出荷額等（令和3年）

項目	製造業（従業者4人以上の事務所）		
	事業所数 （事業所）	従業員数 （人）	年間製造品出荷額等 （百万円）
平戸市	32	739	9,712
松浦市	31	1,645	29,793
合計	63	2,384	39,505

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

(5) 商業

令和3年経済センサス-活動調査による構成市の卸売業及び小売業の事業所数、従業員数及び年間商品販売額を図表2-4-19に示します。

ア 構成市

構成市の卸売業の事業所数は88事業所となっており、従業員数は563人、年間商品販売額は29,713百万円となっています。

また、小売業の事業所数は568事業所となっており、従業員数は2,528人、年間商品販売額は31,220百万円となっています。

イ 平戸市

平戸市の卸売業の事業所数は46事業所となっており、従業員数は240人、年間商品販売額は7,744百万円となっています。

また、小売業の事業所数は354事業所となっており、従業員数は1,599人、年間商品販売額は21,096百万円となっています。

市内には大型店舗がなく小売業が大半を占めており、日用品や食料品などは大半が市内で消費するものの、衣料や耐久消費材などは約3割の住民が市外で買い物をしています。

ウ 松浦市

松浦市の卸売業の事業所数は42事業所となっており、従業員数は323人、年間商品販売額は21,969百万円となっています。

また、小売業の事業所数は214事業所となっており、従業員数は929人、年間商品販売額は10,124百万円となっています。

商業を取り巻く環境は、近隣への大型店進出と車社会の進展により、消費者の購買圏域が拡大し、消費力の他都市圏への流出がすすみ、地元消費意欲の減衰がさらに深刻になっています。

◆図表2-4-19 卸売業及び小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額（令和3年）

項目	卸売業			小売業		
	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平戸市	46	240	7,744	354	1,599	21,096
松浦市	42	323	21,969	214	929	10,124
合計	88	563	29,713	568	2,528	31,220

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

(6) 観光

令和5年長崎県統計年鑑による構成市の観光客数を図表2 - 4 - 20に示します。

ア 構成市

構成市への観光客数は2,464,910人となっており、県外客数は1,416,355人で57.5%を占めています。

イ 平戸市

平戸市への観光客数は1,581,580人となっており、県外客数867,807人で54.9%を占めています。

入り組んだ海岸線など美しく豊かな自然に恵まれた観光資源や古くから海外との交流を行っており、当時の歴史を感じさせる史跡も数多く有しているため、観光客も多く訪れています。

ウ 松浦市

松浦市への観光客数は883,330人となっており、県外客数は548,548人で62.1%を占めています。

近年は県内の観光客数が減少するなかで、農林漁業体験を取り入れた体験型修学旅行の誘致、地域の素材を活かしたグルメ観光、各祭りが好評を得て、年々観光客が増加しています。

◆図表2 - 4 - 20 観光客数（令和5年）

項目	延数（人）			実数（人）			県外客数の割合（%）
	総数	日帰り客数	宿泊客延滞在数	総数	県内客数	県外客数	
平戸市	1,851,544	1,334,922	516,622	1,581,580	713,773	867,807	54.9
松浦市	962,875	848,392	114,483	883,330	334,782	548,548	62.1
合計	2,814,419	2,183,314	631,105	2,464,910	1,048,555	1,416,355	57.5

出典：令和5年長崎県統計年鑑（観光・自然）

2 - 5 気象

構成市（平戸気象観測所）における降水量及び気温の月別平年値を図表2 - 5 - 1、図表2 - 5 - 2に示します。構成市の気象には以下のような特徴があります。

- 1 降水量は梅雨時期となる6月から7月に多くなり、冬（12月～2月）は梅雨時期の3分の1程度まで少なくなる傾向があります。
- 2 月平均気温は8月が最も高く（26.3℃）、1月が最も低く（6.6℃）なっています。

◆図表2 - 5 - 1 構成市における降水量及び気温の月別平年値

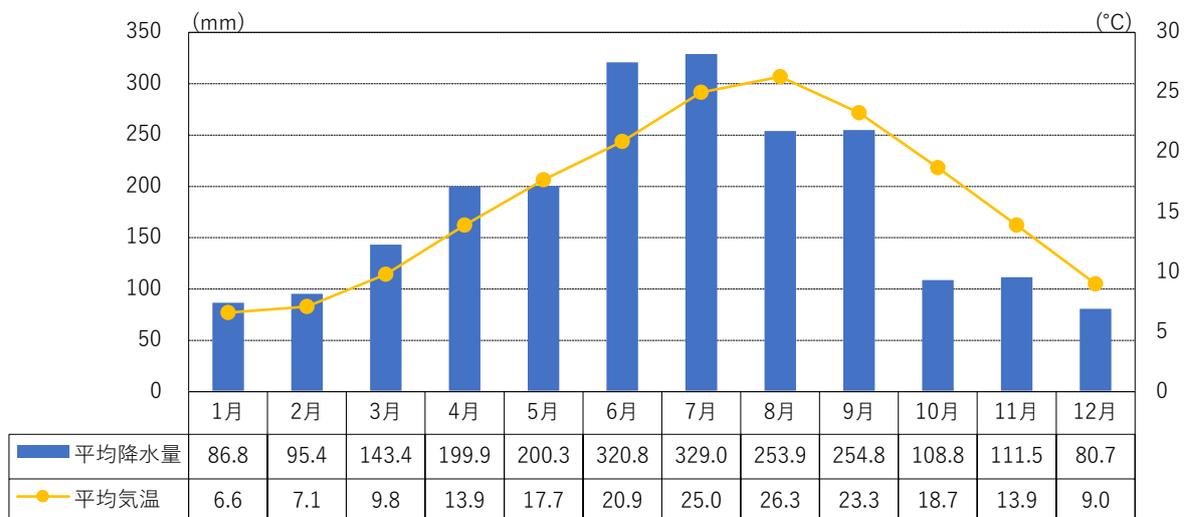
月	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	日最高	日最低
1月	86.8	6.6	9.1	4.0
2月	95.4	7.1	9.8	4.3
3月	143.4	9.8	12.9	6.8
4月	199.9	13.9	17.3	10.9
5月	200.3	17.7	21.1	14.8
6月	320.8	20.9	23.8	18.6
7月	329.0	25.0	27.6	23.0
8月	253.9	26.3	29.3	24.0
9月	254.8	23.3	26.1	20.9
10月	108.8	18.7	21.6	15.9
11月	111.5	13.9	16.9	11.0
12月	80.7	9.0	11.7	6.3
年平均	182.1	16.0	18.9	13.4

※1：統計期間：1940～2023年

※2：平戸気象観測所

出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）

◆図表2 - 5 - 2 構成市における降水量及び気温の月別平年値



※1：統計期間：1940～2023年

※2：平戸気象観測所

出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）

2 - 6 土地利用状況

令和5年長崎県統計年鑑による構成市の土地利用状況を図表2 - 6 - 1に示します。

1 構成市

構成市の総面積は20,844haとなっており、山林が42.42%で最も多く、次いで田(18.98%)、原野(14.52%)となっています。

2 平戸市

平戸市の総面積は12,971haとなっており、山林が44.07%で最も多く、次いで田(19.30%)、原野(14.62%)となっています。

3 松浦市

松浦市の総面積は7,873haとなっており、山林が39.71%で最も多く、次いで田(18.44%)、畑(14.94%)となっています。

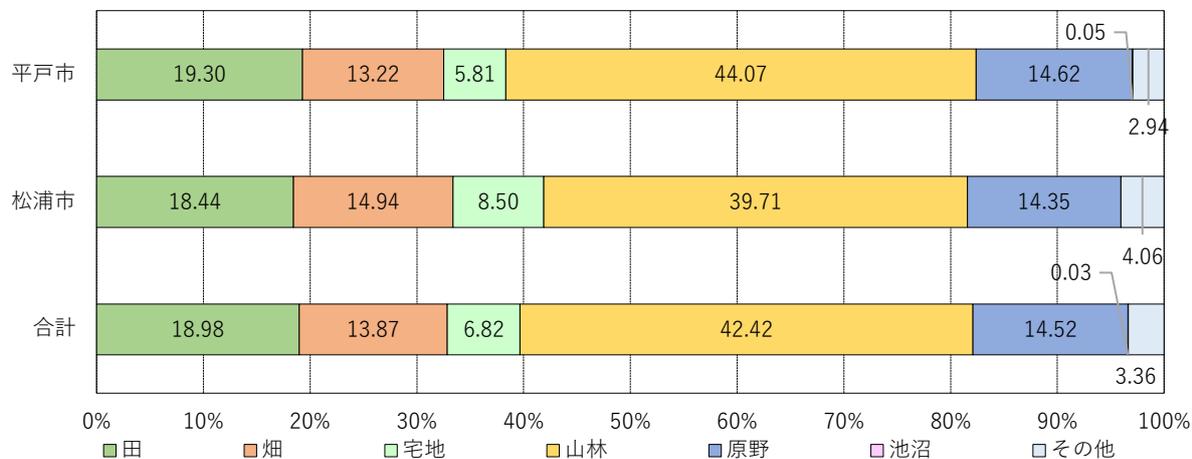
◆図表2 - 6 - 1 構成市における土地利用状況（令和5年）

項目	総面積	民有林面積 (ha)						
		農地用地面積		宅地	山林	原野	池沼	その他
		田	畑					
平戸市	12,971	2,504	1,715	753	5,716	1,896	6	381
(%)	100.01	19.30	13.22	5.81	44.07	14.62	0.05	2.94
松浦市	7,873	1,452	1,176	669	3,126	1,130	—	320
(%)	100.00	18.44	14.94	8.50	39.71	14.35	—	4.06
合計	20,844	3,956	2,891	1,422	8,842	3,026	6	701
(%)	100.00	18.98	13.87	6.82	42.42	14.52	0.03	3.36

※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（土地・気象）

◆図表2 - 6 - 2 構成市における土地利用構成割合（令和5年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（土地・気象）